

1 抽選日程等

項目	第 1 回	第 2 回	第 3 回
仮申請書 受付期間	4/3(月)～4/14(金)	7/3(月)～7/14(金)	10/2(月)～10/13(金)
	実績報告書を令和 6 年 3 月 8 日 (金) までに提出できるものを対象とします。		
抽選日	4/20(木) 午後 1 時 30 分～	7/20(木) 午後 1 時 30 分～	10/19(木) 午後 1 時 30 分～
	鹿沼市上下水道部 1 階会議室		
当選数	30 基程度	30 基程度	40 基程度
	当選者はホームページにてお知らせいたします。		
本申請書 受付期間	7/28 (金) まで	10/27 (金) まで	12/28 (木) まで
	期限までに提出されない場合は、 <u>辞退したものとみなします。</u>		

- ・抽選は公平を期すために職員が公開で行います。
- ・各抽選回において申請額が予算額を下回った場合は、抽選せず全申請分を当選とします。その場合は、ホームページにてお知らせいたします。
- ・当選後に辞退、または本申請書を提出しなかった場合は、以降に開催される、同年度中の抽選会への参加を不可としますので、ご注意ください。

2 当選数について

(1) 当選数の上限について

申請内容によって申請額が変動するため、当選数は基数で決定せずに予算の範囲内で決定します。

また、抽選会は「新設工事」と「転換工事」の抽選を分けて行います。その際、新設工事分抽選と転換工事分抽選の予算比は、鹿沼市の過去 3 年間における交付実績に基づき、「新設：転換＝2：8」となるように設定します。

(2) 第 3 回抽選について

最終回である第 3 回においては、転換工事についてのみ希望調査し、「本体分の補助だけでも希望」する方には、当選額が申請額に満たなくても本体分のみを交付します。

例：当選者の申請額は 682,000 円（5 人槽転換）だが、当選時の予算残が 500,000 円だった。

→事前調査で本体分だけでも希望していれば 332,000 円交付とする。

→希望していなければ落選とする。

以上

3 補助金交付申請手順

1 仮申請書の提出

(1) 仮申請書について

- ・令和5年度から追加された新様式です。仮申請書の提出が、抽選の申込みとなります。

(2) 提出期間

- ・抽選会ごとに仮申請書の受付期間が設けられていますので、期間内にご提出ください。

(3) 提出先

- ・受付期間内に窓口に直接ご提出ください。(メール、FAXでの申請は不可です。)

(4) 申請番号の取得

- ・受付時に職員が「受付番号」を付番します。この「受付番号」を使って抽選を行います。
- ・付番後に控えをお渡ししますので、抽選会当日まで保管ください。

2 抽選

(1) 日程等

- ・抽選会は年3回開催されます。
- ・日程・会場は「鹿沼市浄化槽設置費補助金交付における抽選制の導入について」の「2 抽選日程等」の通りです。(※変更が生じた場合はホームページにてお知らせいたしますので、随時ご確認ください。)

(2) 抽選方法

- ・抽選は公平を期すために職員が行います。また、透明性の確保のため公開式とします。
- ・抽選会は二部構成とし、前半に新設工事の抽選、後半に転換工事の抽選を行います。
- ・抽選会当日に、その回における当選額の上限(※)を新設・転換でそれぞれ発表します。
- ・申請番号が印字された紙を、職員が1枚ずつ箱の中から取り出し番号を読み上げます。
- ・新設工事の当選額の合計が上限額に達したら新設工事の抽選を終了し、転換工事の抽選を開始します。
- ・転換工事の当選額の合計が、上限額に達したら転換工事の抽選を終了します。

※上限は、新設：転換＝2：8となるように設定します。

(3) 会場への入室

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入室は、原則委託業者の方のみ、15人程度までとします。ご希望がある場合は、あらかじめご相談ください。

(4) 当選番号の発表

- ・当日中に当選番号を事務室内に掲示、及びホームページに掲載します。

(5) その他重要事項

- ・当選＝交付決定ではありません。当選者は、従来の補助金交付申請書の提出が必要です。
- ・当選後に辞退した場合、当該設置場所の浄化槽について、年度中の抽選会には参加できなくなります。確実に年度中に工事ができるものについてのみ申請してください。
- ・各抽選会の仮申請額が当選上限額に達しない場合は、抽選は実施しません。全ての仮申請について当選したものとみなします。

3 本申請書（補助金等交付申請書）の提出

(1) 本申請書について

- ・従来の申請書様式です。様式の記入方法に変更点はありません。本申請書をもとに審査及び現場確認を行い、問題がないものについてのみ交付決定をします。

(2) 本申請書を提出できる方

- ・抽選で当選した方のみが本申請書を提出することができます。

(3) 提出期限

- ・抽選会ごとに本申請書の提出期限が設けられています。期限までに必ず本申請書を提出してください。

・期限内に提出がなかった場合、当選を辞退したものとみなします。辞退した場合、当該設置場所の浄化槽について、年度中の抽選会に参加できなくなります。

(4) 提出先

- ・従来通り、窓口に直接ご提出ください。

4 着工前の確認～交付決定通知

- ・本申請書の受付後は、従来通り随時職員が現場確認に伺い、問題がなければ補助金の交付決定通知を発送します。

- ・交付決定通知書がお手元に届いてから工事を行ってください。